

【別紙】

### サービスごとの加算の届出の考え方

サービス名等	届出の考え方
全サービス共通 (一部のサービスを除く)	<p><b>○介護職員処遇改善加算関係</b></p> <p><b>1 届出が必要な場合</b> 算定区分を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b> 算定区分を平成 30 年 4 月 1 日から変更しない場合</p> <p><b>(注意事項 ※必ずお読みください。)</b> 介護職員処遇改善加算を算定する場合は、算定区分の変更にかかわらず、加算の届出とは別に介護職員処遇改善計画書等の届出が必要です。</p>
訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス	<p><b>1 届出が必要な場合</b> 既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b> 既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更しない場合</p> <p><b>(注意事項 ※必ずお読みください。)</b> 「共生型サービスの提供」は、自動的に「なし」となります。</p>
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	<p><b>1 届出が必要な場合</b> 既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b> 既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更しない場合</p>
訪問看護 介護予防訪問看護	<p><b>1 届出が必要な場合 (①又は②に該当する場合)</b></p> <p>①看護体制強化加算を算定する場合 ②既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b> 1 ①以外で、既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更しない場合</p> <p><b>(注意事項 ※必ずお読みください。)</b></p> <p>※1 「看護体制強化加算」については、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、平成 30 年 4 月 1 日から算定する事業所は、新たな算定要件等に即して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>※2 1の②には、看護体制強化加算の算定を「なし」に変更する場合があります。</p>

サービス名等	届出の考え方
<p>訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p><b>1 届出が必要な場合（①～④のいずれかに該当する場合）</b></p> <p>①特別地域加算（新設）を算定する場合  ②中山間地域等における小規模事業所加算（新設）を算定する場合  ③リハビリテーションマネジメント加算を算定する場合  ④上記③以外で既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>1 ①～③以外で、既存届出内容を平成30年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成30年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p><b>（注意事項 ※必ずお読みください。）</b></p> <p>※1 新設された「特別地域加算」及び「中山間地域等における小規模事業所加算」について、算定要件に該当する事業所は届出をお願いします。  ☆該当する地域については、別紙1（「地域区分、「特別地域加算対象地区」及び「中山間地域等の小規模事業所サービスに係る中山間地域等」の一覧」により確認してください。  なお、「中山間地域等における小規模事業所加算」については、別にサービス提供規模に関する算定要件も満たす必要があります。</p> <p>※2 「リハビリテーションマネジメント加算」について</p> <p>①訪問リハビリテーションの「リハビリテーションマネジメント加算」については、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、平成30年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に即して届出をお願いします。</u>  なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>②新設された介護予防訪問リハビリテーションの「リハビリテーションマネジメント加算」については、<u>平成30年4月1日から算定する事業所は届出をお願いします。</u></p>
<p>居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導</p>	<p><b>届出が必要な場合</b></p> <p>新設された「特別地域加算」又は「中山間地域等における小規模事業所加算」を平成30年4月1日から算定する場合</p> <p><b>（注意事項 ※必ずお読みください。）</b></p> <p>※ 「特別地域加算」及び「中山間地域等における小規模事業所加算」について、算定要件に該当する事業所は届出をお願いします。  ☆該当する地域については、別紙1（「地域区分、「特別地域加算対象地区」及び「中山間地域等の小規模事業所サービスに係る中山間地域等」の一覧」により確認してください。  なお、「中山間地域等における小規模事業所加算」については、別にサービス提供規模に関する算定要件も満たす必要があります。</p>

サービス名等	届出の考え方
通所介護 介護予防通所サービス	<p><b>1 届出が必要な場合（①又は②に該当する場合）</b></p> <p>①既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合            ②新設の加算・減算を平成30年4月1日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>既存届出内容を平成30年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成30年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p><b>（注意事項 必ずお読みください。）</b></p> <p>※1 「施設等の区分」については、前年度（平成29年4月～平成30年2月）の1月当たりの平均利用延人員数により決まります。「施設等の区分」の変更の有無を必ず確認してください。（既存届出内容から変更がない場合は、届出は不要です。）</p>
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	<p><b>1 届出が必要な場合（①～③に該当する場合）</b></p> <p>①リハビリテーションマネジメント加算を算定する場合            ②既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合            ③新設の加算・減算を平成30年4月1日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>1 ①以外で、既存届出内容を平成30年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成30年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p><b>（注意事項 必ずお読みください。）</b></p> <p>※1 「施設等の区分」については、前年度（平成29年4月～平成30年2月）の1月当たりの平均利用延人員数により決まります。「施設等の区分」の変更の有無を必ず確認してください。（既存届出内容から変更がない場合は、届出は不要です。）</p> <p>※2 「リハビリテーションマネジメント加算」について</p> <p>①通所リハビリテーションの「リハビリテーションマネジメント加算」については、算定要件が見直されたこと及び新たな区分が創設されたことから、<u>これまで算定していた事業所を含め、平成30年4月1日から算定する事業所は、新たな算定要件等に即して届出をお願いします。</u></p> <p>なお、届出に当たっては、算定要件を必ず確認してください。</p> <p>②新設された介護予防通所リハビリテーションの「リハビリテーションマネジメント加算」を<u>平成30年4月1日から算定する事業所は必ず届出をお願いします。</u></p>

サービス名等	届出の考え方
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	<p><b>1 届出が必要な場合</b>            既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b>            既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更しない場合</p>
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護  地域密着型特定施設入居者生活介護 （短期利用型を含む）	<p><b>1 届出が必要な場合</b></p> <p>①「身体拘束廃止取組の有無」を「減算型」とする場合            ②既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合            ③新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b>            1 ①以外で、既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から一つも算定しない場合</p> <p><b>（注意事項 ※必ずお読みください。）</b>            ※ 新設された「身体拘束廃止取組の有無」については、必要な取組みを行っていないため身体拘束廃止未実施減算を算定する場合は、「減算型」として届出てください。（届出がない場合は、「基準型」とみなします。）</p>
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	<p><b>1 届出が必要な場合（①～②のいずれかに該当する場合）</b></p> <p>①既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合            ②新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b>            既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から一つも算定しない場合</p> <p><b>（注意事項 必ずお読みください。）</b>            ※1 「夜勤職員配置加算」については、現在「あり」で届出のある事業所で新たな届出がない場合は、自動的に「2 加算Ⅰ・加算Ⅱ」に読み替えますが、「加算Ⅲ」又は「加算Ⅳ」を算定する場合は、届出が必要です。</p>

サービス名等	届出の考え方
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	<p><b>介護老人保健施設に併設する事業所</b></p> <p><b>全ての事業所において届出が必要</b></p> <p><b>(注意事項 必ずお読みください。)</b></p> <p>※1 一般型老健の算定区分が「従来型」、「在宅強化型」の2区分から「基本型」、「在宅強化型」、「その他」の3区分へ変更されましたので、それぞれの施設基準を確認の上、「基本型」及び「在宅強化型」に併設する事業所については様式22-1及び25-1により、「その他」に併設する事業所については様式22-9及び25-9により届出をお願いします。</p> <p>※2 療養型老健に併設する事業所の報酬区分については、「療養型」と「療養強化型」が「療養型」に一元化され、療養体制維持特別加算が（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分されました。</p> <p><b>上記以外の事業所</b></p> <p><b>1 届出が必要な場合（①、②のいずれかに該当する場合）</b></p> <p>①既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合            ②新設の加算・減算を平成30年4月1日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>既存届出内容を平成30年4月1日から変更せず、かつ新設の加算・減算を平成30年4月1日から一つも算定しない場合</p>
介護老人福祉施設  地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	<p><b>1 届出が必要な場合（①～②のいずれかに該当する場合）</b></p> <p>①既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合            ②新設の加算・減算を平成30年4月1日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>既存届出内容を平成30年4月1日から変更せず、かつ新設の加算・減算を平成30年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p><b>(注意事項 必ずお読みください。)</b></p> <p>※1 「夜勤職員配置加算」については、現在「あり」で届出のある事業所で新たな届出がない場合は、自動的に「2 加算Ⅰ・加算Ⅱ」に読み替えますが、「加算Ⅲ」又は「加算Ⅳ」を算定する場合は、届出が必要です。</p> <p>※2 「障害者生活支援体制加算」及び「看取り介護加算」については、現在「あり」で届出のある施設で新たな届出がない場合は、自動的に「加算Ⅰ」に読み替えますが、「加算Ⅱ」を算定する場合は、届出が必要です。</p>

サービス名等	届出の考え方
介護老人保健施設	<p><b><u>全ての施設において届出が必要</u></b></p> <p>(注意事項 <b>必ずお読みください。</b>)</p> <p>※1 一般型老健の算定区分が「従来型」、「在宅強化型」の2区分から「基本型」、「在宅強化型」、「その他」の3区分へ変更されましたので、それぞれの施設基準を確認の上、「基本型」及び「在宅強化型」については様式52-1により、「その他」は様式52-9により届出をお願いします。</p> <p>※2 療養型老健の報酬区分については、「療養型」と「療養強化型」が「療養型」に一元化され、療養体制維持特別加算が（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分されました。</p>
介護療養型医療施設	<p><b><u>1 届出が必要な場合（①又は②に該当する場合）</u></b></p> <p>①新設された「入院患者に関する基準」について、「減算型」を算定する場合</p> <p>②既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合</p> <p><b><u>2 届出が不要な場合</u></b></p> <p>既存届出内容を平成30年4月1日から変更しない場合</p> <p>(注意事項 <b>必ずお読みください。</b>)</p> <p>1の①について届出がない場合は、「基準型」とみなします。</p>
居宅介護支援	<p><b><u>1 届出が必要な場合</u></b></p> <p>①新設された「ターミナルケアマネジメント加算」について、「あり」とする場合</p> <p>②既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合</p> <p><b><u>2 届出が不要な場合</u></b></p> <p>既存届出内容を平成30年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成30年4月1日から一つも算定しない場合</p> <p>(注意事項 <b>必ずお読みください。</b>)</p> <p>「特定事業所加算Ⅳ」は、平成31年4月から算定可能のため、現段階の届出は不要です。</p>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p><b><u>1 届出が必要な場合（①又は②に該当する場合）</u></b></p> <p>①既存届出内容を平成30年4月1日から変更する場合</p> <p>②新設の加算・減算を平成30年4月1日から算定する場合</p> <p><b><u>2 届出が不要な場合</u></b></p> <p>既存届出内容を平成30年4月1日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成30年4月1日から一つも算定しない場合</p>

サービス名等	届出の考え方
地域密着型通所介護 介護予防通所サービス	<p><b>1 届出が必要な場合（①又は②に該当する場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</li> <li>②新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から算定する場合</li> </ul> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から一つも算定しない場合</p>
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護	<p><b>1 届出が必要な場合（①又は②に該当する場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</li> <li>②新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から算定する場合</li> </ul> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から一つも算定しない場合</p>
小規模多機能型居宅介護 支援 介護予防小規模多機能型 居宅介護支援  （短期利用型を含む）	<p><b>1 届出が必要な場合（①又は②に該当する場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合</li> <li>②新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から算定する場合</li> </ul> <p><b>2 届出が不要な場合</b></p> <p>既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から一つも算定しない場合</p>

サービス名等	届出の考え方
<p>認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護  (短期利用型を含む)</p>	<p><b>1 届出が必要な場合 (①～②のいずれかに該当する場合)</b>  ①既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合  ②新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b>  既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から一つも算定しない場合</p> <p><b>(注意事項 必ずお読みください。)</b>  ※1 「医療連携体制」については、現在「対応可」で届出のある事業所で新たな届出がない場合は、自動的に「2 加算Ⅰ」に読み替えますが、「加算Ⅱ」又は「加算Ⅲ」を算定する場合は、届出が必要です。  ※2 「施設等の区分」については、現在「グループホーム等活用型」で新たな届け出がない場合は、自動的に「3 共用型」に読み替えます。  ※ 新設された「身体拘束廃止取組の有無」については、必要な取組みを行っていないため身体拘束廃止未実施減算を算定する場合は、「減算型」として届出てください。(届出がない場合は、「基準型」とみなします。)</p>
<p>複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)  (短期利用含む)</p>	<p><b>全ての施設において届出が必要</b></p> <p><b>1 届出が必要な場合 (①～②のいずれかに該当する場合)</b>  ①既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更する場合  ②新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から算定する場合</p> <p><b>2 届出が不要な場合</b>  既存届出内容を平成 30 年 4 月 1 日から変更せず、かつ、新設の加算・減算を平成 30 年 4 月 1 日から一つも算定しない場合</p> <p><b>(注意事項 ※必ずお読みください。)</b>  ※1 「施設等の区分」については、従来の届出内容にかかわらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要です。  ※2 「看護体制強化加算」については、現在「あり」で、新たな届け出がない場合は、自動的に「2 加算Ⅱ」に読み替えます。「3 加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要です。</p>